

平成 28 年 6 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社みずほフィナンシャルグループ  
代 表 者 名 執行役社長 佐藤 康博  
本 店 所 在 地 東京都千代田区大手町一丁目 5 番 5 号  
コ ー ド 番 号 8411 (東証第一部)

## 第十一回第十一種優先株式の一斉取得にかかる取得価額に関するお知らせ

当社発行の第十一回第十一種優先株式の一斉取得にかかる取得価額が、以下の通りとなりましたので、お知らせ致します。

### 記

- |                 |   |
|-----------------|---|
| 1. 一斉取得する株式の種類  | 第十一回第十一種優先株式  |
| 2. 一斉取得にかかる取得価額 | 282 円 90 銭  |
| 3. 一斉取得日        | 平成 28 年 7 月 1 日   |
| 4. 一斉取得事由       | 当社定款第 20 条第 1 項及び当該優先株式の発行要項における普通株式を対価とする一斉取得の条項に基づき、当該優先株式の取得請求期間中に取得請求のなかった当該優先株式を、同期間の末日の翌日をもって取得する |

### (ご参考) 第十一回第十一種優先株式の一斉取得の条項の概要

平成 28 年 6 月 30 日までに取得請求のなかった優先株式は、平成 28 年 7 月 1 日(以下「一斉取得日」という。)をもって取得し、これと引換えに 1 株につき、1,000 円を普通株式の時価で除して得られる数の普通株式を交付する。上記「時価」とは、一斉取得日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、当該時価が下限取得価額(ただし、その価額が 50 円を下回る場合は 50 円とする。)を下回るときは、1,000 円を当該下限取得価額で除して得られる数の普通株式となる。上記普通株式数の算出にあたって 1 株に満たない端数が生じたときには会社法第 234 条の規定によりこれを取扱う。

\*下限取得価額(平成 28 年 6 月 9 日現在): 282 円 90 銭

以 上

この文書は、「第十一回第十一種優先株式の一斉取得にかかる取得価額に関するお知らせ」に関して一般に公表するために作成されたものであり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。